

2020年1月31日 全5頁

# 株式のリスク・ウェイトの見直し

国際行は2023年3月期から引き上げられるが、国内行の扱いは未定

金融調査部 制度調査担当部長 吉井一洋  
主任研究員 金本悠希

## [要約]

- 1月27日、銀行の自己資本比率規制（バーゼル規制）において、株式のリスク・ウェイトが2022年3月期（正確には2023年3月期）から引き上げられることが報じられた。
- 株式のリスク・ウェイト引き上げは、2017年12月のバーゼルⅢ最終化で合意された事項である。国際統一基準行について2023年3月期から2027年3月期にかけて原則として250%（投機的な非上場株式の場合400%）まで、段階的に引き上げられる。
- 一方、バーゼルⅢ最終化は直接的には国際統一基準行が対象であり、国内基準行の扱いは現時点で未定である。国内基準行の扱いについては、リスク・ウェイト引き上げにより株式の売り圧力が生じることも踏まえ、激変緩和措置の検討が期待される。

## 1. はじめに

1月27日付の日本経済新聞電子版で、銀行の自己資本比率規制（バーゼル規制）において、2022年3月期（正確には2023年3月期）から株式のリスク・ウェイトが5年間かけて段階的に引き上げられる旨報じられている<sup>1</sup>。

株式のリスク・ウェイト引き上げは、すでに2017年12月のバーゼルⅢ最終化において合意されていた事項であるが<sup>2</sup>、政策保有株式の削減につながる可能性があり注目されているため、本稿で解説する。

<sup>1</sup> 2020年1月27日日本経済新聞電子版「銀行の株保有厳しく 22年から、持ち合い解消」。

<sup>2</sup> 金本悠希「『バーゼルⅢ』、ついに最終合意」（2017年12月8日付大和総研レポート）

（[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20171208\\_012538.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20171208_012538.html)）参照。

## 2. バーゼルⅢ最終化による見直し（国際統一基準行）

### （1）標準的手法の見直し

現行のバーゼル規制において、自己資本比率は次の算式で算出される。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{(総)自己資本}}{\text{信用リスク・アセット} + (\text{マーケット・リスク相当額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額}) \times 12.5}$$

現行規制において、株式には「100%」のリスク・ウェイトが適用される。例えば、1億円の株式を保有していれば、1億円×100%=1億円が信用リスク・アセットに計上される。

バーゼル規制は、2017年12月にバーゼル銀行監督委員会で大幅な見直し（バーゼルⅢ最終化）が合意されており、海外に営業拠点を有する銀行（国際統一基準行）に対して、2022年3月期から適用予定である（海外に営業拠点を有しない国内基準行に同様の見直しがなされるかは、現時点で不明）。

信用リスク・アセットの計測手法には標準的手法と内部格付手法があり、バーゼルⅢ最終化では両者が見直されている。標準的手法の見直しについては、株式は原則的扱いと「投機的な非上場株式」に区分された上で、それぞれ250%と400%に引き上げられる予定である。ただし、引き上げは2023年3月期から2027年3月期にかけて段階的に行われる（2022年3月期は100%で据え置き）。

図表1 株式のリスク・ウェイト引き上げ

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
株式（下記以外）	100%	130%	160%	190%	220%	250%
投機的な非上場株式	100%	160%	220%	280%	340%	400%

（注）各年の3月31日時点

（出所）バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

上記の投機的な非上場株式は、短期で再売却する目的で投資する非上場株式や、銀行によるベンチャーキャピタルへの投資等で保有する非上場株式が該当する。ただし、長期的な取引関係を構築している（又は構築しようとしている）顧客法人の非上場株式や、事業再編のためのデット・エクイティ・スワップにより取得した非上場株式は投機的な非上場株式に含まれない。

### （2）内部格付手法の見直し

バーゼルⅢ最終化により、内部格付手法における株式等エクスポージャーの扱いも、2022年3月期から見直される。

具体的には、株式等エクスポージャーについては、内部格付手法を採用している銀行であって

も、原則として、前述の見直し後の標準的手法と同様の方法で信用リスク・アセットを算出しなければならない。ただし、2027年3月期までの移行期間においては、内部格付手法で算出したリスク・ウェイトと標準的手法のリスク・ウェイトのいずれか大きい方が適用される<sup>3</sup>。

なお、現行規制において、内部格付手法では、株式（株式等エクスポージャー）の信用リスク・アセットの算出方法として、事業法人等向けエクスポージャーとみなして算出する「PD/LGD方式」と、「マーケット・ベース方式」が認められる。マーケット・ベース方式には、銀行の内部モデルを利用して算出する「内部モデル手法」（VaRモデル）と、所定のリスク・ウェイトをかけて算出する「簡易手法」がある。

内部モデル手法とPD/LGD方式においては、リスク・ウェイトは各銀行が算出することになるが、上場株式か否か（PD/LGD方式の場合、政策保有株式か否かによっても区分）に応じてリスク・ウェイトの下限が定められている。現行規制における各算出方法の概要は次のとおりである。

**図表2 現行規制における内部格付手法の株式等エクスポージャーの算出方法**

方式	算出方法	リスク・ウェイト（下限）
マーケット・ベース方式		
簡易手法	所定のリスク・ウェイトを適用	上場株式：300% 非上場株式：400%
内部モデル手法	内部モデルを利用して算出	上場株式：200%以上 非上場株式：300%以上
PD/LGD方式	事業法人等向けエクスポージャーとみなして算出	政策保有株式（※）：100%以上 その他上場株式：200%以上 その他非上場株式：300%以上

（※）下記参照。

（出所）法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

PD/LGD方式の表中の「政策保有株式」は、具体的には下記が該当する。

- ①上場株式であって、当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されておらず、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていないもの
- ②非上場株式であって、当該株式投資に対する回収が譲渡益ではなく定期的なキャッシュ・フローに基づいており、トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることを予定していないもの

<sup>3</sup> 例えば、株式（投機的な非上場株式に該当しない）について、内部格付手法で算出したリスク・ウェイトが180%だった場合、2023年3月期・2024年3月期は180%が適用されるが、2025年3月期以降は標準的手法のリスク・ウェイトが適用される。

### 3. 国内基準行の扱いは未定

バーゼルⅢ最終化により、国際統一基準行のうち標準的手法採用行は、株式のリスク・ウェイトが現行の100%から段階的に250%（投機的な非上場株式の場合は400%）に引き上げられる。

国際統一基準行のうち内部格付手法採用行は、現行規制においてリスク・ウェイトは各行による算出結果次第であり一概には言えないが、PD/LGD方式を採用し政策保有株式に該当すれば100%が下限となり、内部モデル手法では上場株式に該当すれば200%が下限となる。バーゼルⅢ最終化により、標準的手法と同様の算出方法が適用されることになり、リスク・ウェイトが引き上げられるケースが生じると考えられる。

一方、前述のように、バーゼルⅢ最終化の直接的な適用対象は国際統一基準行であるため、国内基準行の扱いは現時点で未定である。一般論として、自己資本比率の分母については、現行規制では国際統一基準行と国内基準行は同じ扱いがされており、国内基準行もバーゼルⅢ最終化と同様の見直しが見られる可能性がある。

しかし、現行規制においても、例えば、国内基準行が他の金融機関等の資本調達手段（普通株式以外）を保有する場合は、国内基準行独自の扱いとして250%のリスク・ウェイトが適用されている。また、その他有価証券の時価評価に伴って生じる含み損益である「その他有価証券評価差額金」の扱いは国際統一基準行と国内基準行で異なっている。国際統一基準行においては、その他有価証券評価差額金は、その他の包括利益累計額として自己資本比率の分子に算入される一方、国内基準行においては、その他有価証券評価差額金は自己資本比率の分子に算入されない。

株式については、融資や債券よりも価格変動リスクが高いことを考えると、リスク・ウェイトがこれらよりも高くなることは規制の目的上やむを得ない。しかし、国内基準行についても国際統一基準行と同様に株式のリスク・ウェイトが引き上げられれば、政策保有株式の売却が促されると考えられる。

国際統一基準行の内部格付手法の株式のリスク・ウェイトは、2004年6月に引き上げの最終規則が公表<sup>4</sup>されたことを受け、2007年3月期に一度引き上げられている（既存株式は2014年6月30日まで経過措置あり）。当時は、2002年1月からの「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の適用などを受けて、銀行等保有株式取得機構による買い入れや日本銀行による買い入れ（2002年11月から2004年9月までと、2009年2月から2010年4月まで）が行われており、これらの措置により銀行による株式の売り圧力は緩和されていた。

今回の引き上げにおいて、日本銀行による金融機関保有株式の買い取りは終了しており、2019年5月以降銀行等保有株式取得機構による買い取りは頭打ちの状況にある<sup>5</sup>。しかも、2019年1

<sup>4</sup> バーゼル銀行監督委員会による公表。

<sup>5</sup> 銀行等保有株式取得機構ウェブサイト (<https://www.bspsc.jp/pdf/kaitoriR11230.pdf>) 参照。太田珠美・中村文香「公的機関の株式保有動向」（2018年8月15日付大和総研レポート）([https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20180815\\_020253.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20180815_020253.html)) 参照。

月に企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、政策保有株式の開示内容の拡充されており<sup>6</sup>、2018年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードでは、個別の政策保有株式の保有の適否の検証が求められているため、銀行による株式の売却が促進されている状況にある。

金融庁は、「バーゼルⅢの最終化の国内実施に向けて、関係者と十分な対話を行ったうえで、2020年6月末までに規則案を公表する」<sup>7</sup>予定である。国内基準行の取り扱いについて、仮に大幅にリスク・ウェイトを引き上げることとした場合は、株式市場の状況によっては、株式の売却を市場で吸収するための個人投資家の育成策や発行会社による自己株式の取得の促進策など、何らかの激変緩和策を講じることも検討してもよいのではないかと思われる。

さらに、他の論点として、ベンチャーキャピタルへの投資等で保有する非上場株式の扱いが挙げられる。ベンチャーキャピタルへの投資等で保有する非上場株式は、投機的な非上場株式として高いリスク・ウェイト（400%）が適用される。確かにベンチャーキャピタルへの投資は相対的にリスクが高いと考えられるが、銀行の子会社の範囲規制の例外として、投資専門子会社（ベンチャーキャピタル）を通じて事業再生会社等を子会社とすることが認められている<sup>8</sup>こととの整合性も考慮する必要があるだろう。

（以上）

<sup>6</sup> 藤野大輝「改正開示府令の施行（政策保有株式について）」（2019年2月5日大和総研レポート）

（[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190205\\_020620.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190205_020620.html)）参照。

<sup>7</sup> 金融庁「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」p.123参照。

<sup>8</sup> 横山淳「銀行の議決権保有制限の見直し案」（2019年8月22日付大和総研レポート）

（[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190822\\_020982.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190822_020982.html)）参照。